

「常設仲裁裁判所による解決」が浮上

早ければ一年以内の決着も

日本政府与党の混迷による被害は、何も予算案が通らないことに表れているだけではない。もっとも長い間苦しまされ、解決を待たされ、そして今、死に直面しているハルモニたちが最大の被害者と言ってもよい。この「ニュース」が読者に届けられる頃、新内閣がどのような構成になるかは決まっていよう。だが、それがハルモニたちへの加害責任を、自ら進んで果たす政府になる可能性は、今より遠のいていると思われる。

困難な国内状況

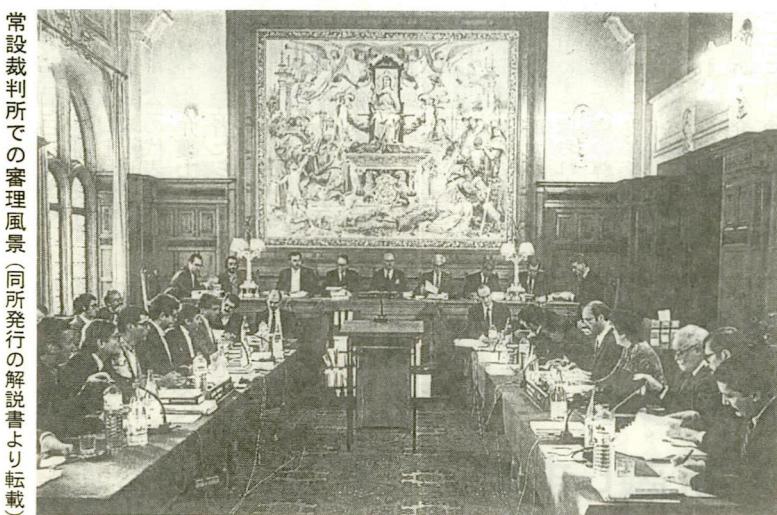
日本政府与党の混迷がつづく中、三月二日、元「慰安婦」として名乗り出たチョン・クムファさんが韓国仁川市で亡くなった。金孝順（キム・ハクスン）さんが名乗り出た九一年から五人目になる。ハルモニたちが死んで行くのをただ待っているばかりの日本社会への怒りが、彼女たちの間に充満している。国内外の私たちの力をすべて合わせて、緊急の行動に立ち上がる時期が迫っている。

政府を仲裁裁判に応じさせる 強力な国内外の運動を

社会党を連立に呼び込むための色彩が濃かった戦後処理問題も、同党の位置の低落にともなって、連立与党の関心から遠ざかって行った。また、この問題では官僚の抵抗がきわめて強く、寄合所帯の政府にそれを超えるまでの力はない。国内の力関係だけを見る限り、戦後補償問題の解決は絶望に近く見える。

国連で日本政府窮地に

一月末からジュネーブで開かれた国連の人権委員会においても、最初は日本国内と同様の状態からはじまった。日本政府の根回し



常設裁判所での審理風景（同所発行の解説書より転載）

国々で、不処罰というこんな重大問題が放置されていたことが明らかになった。日本政府は、法論理に行き詰まって反論できない状態に陥ってしまった。国際社会では、完全に私たちは日本政府に対して優位に立つことができたのである（五六頁参照）。

残されている勝利の道

このような国の内外のギョップをどのように埋めて、私たちは日本政府を追い詰めることができるのか。このように国の内外のギョップをどのように埋めて、私たちは日本政府を追い詰めることができるのか。このように国の内外のギョップをどのように埋めて、私たちは日本政府を追い詰めることができるのか。

收拾するのを待って、ではなく、混乱の中に隠れている官僚を引き出し、その法論理の破綻をすべての人々にあばき出すためには、直接、政府に対して大きな大衆運動を集中することである。そこに国会を巻き込むことが肝心となる。

だが、たとえ攻撃を政府に集めたとしても、また、政府を追い詰めたとしても、それで勝てる力関係が日本国内にある訳でない。そこで必要になるのが、国際世論と日本国内の中間勢力を巻き込む、もう一つの手段を持つことだ。現在、浮上しつつあるのが、ハーグにある国際常設仲裁裁判所（次頁参照）を利用することである。もし日本政府がこの仲裁裁判所を受けることに同意するならば、一年以内に決着させることも不可能ではない。ただ、私たちが負ける危険性もまたある。しかし、国際世論をみるかぎり、私たちの方がはるかに有利だ。私たちが、内外の力すべてを集め、仲裁裁判に応じないかぎり攻撃が止まない状況を生み出せるなら、勝てる可能性はきわめて高い。ハルモニたちの焦りと絶望に応え、それを解決する大きな道が開かれると思われる。

戦後補償ニュース

第 12 号

1994年4月22日

編集

「アジア・太平洋地域の戦争犠牲者に思いを馳せ、心に刻む会」事務局

発行人 大島孝一

〒556 大阪市浪速区

塩草2丁目6-4-518

TEL 06(562) 7740

FAX 06(562) 5272

年間購読料 3,000円

解説

常設仲裁裁判所

常設仲裁裁判所 (The Permanent Court of Arbitration) については、

一八九九年第一回ハーグ平和会議によって、国際紛争の平和的解決のために創設され、現在まで存続。法的根拠は、国際紛争平和処理条約(一八九九年、一九〇七年)だが、日本も一八九九年条約に加盟した(一九〇一年一〇月四日発効)。場所は、ハーグ平和宮殿(一九一三年完工)にある。同宮殿は、同裁判所のために建てられ、ここに同裁判所国際事務局(事務総長は、P.J.H. Jonkman氏)と法廷がある。同裁判所は、加盟国からなる同条約によって設置された国際機関(八カ国(のハーグ駐在外交官が代表し、オランダ政府外務大臣が議長)の行政管理下にある。

なお、第一次大戦後、お

なじ建物の中に常設国際司法裁判所(一九二二年一九四六年)が入ったが、これは、第二次大戦後(一九四六年)国際司法裁判所になった。

国家と私人間の国際紛争を解決することができるか?

裁判所は、国家間の国際紛争を解決するためのものだが、国家と私人の間の紛争の解決に利用することを禁止していないところから、一九三五年(中国対アメリカラジオ協成事件)に利用された先例があった。一九六二年に「一方のみが国家である当事者間の国際紛争解決のための仲裁および調停規則」が制定され、一般の利用が可能になった。

これまで処理された事件数は四千件に達している。なお現在、このための専門の仲裁裁判所の建物があるにすぎ、国際事務局のもとに活用されている。

一九九三年七月には、「一方のみが国家である当事者間の国際紛争解決のための常設仲裁裁判所選択規則」が制定され、手続などは、これによっている。

もし、日本政府と被害者との間で、同裁判所によって紛争を解決するとの合意

(コンプロミ)が締結されれば、

同規則に従って、同裁判所による

解決が可能となる(これらについて

ては、英文解説がある)。

△実際のな問題について

期間は? 双方協力すれば早い。

一年以内の解決もありうる。一番かぎりだから、紛争はそれで終結する。

費用は? 裁判官、法廷、事務局などの諸費用を双方が予納するが、事情によっては、協議できる(当事者間合意によって、政府が全額予納すると決めることも可能)。判決で費用の負担を決める。

手続は? 双方の合意によるが、定めがなければ基本は規則による。

裁判官の選任は? 通常の方法は、加盟国が最高四人まで推薦して作成される裁判官リストの中から双方が一定数の裁判官を選び、そ

の裁判官が裁判長を決める。

解決する内容は? 法的問題についての判断、賠償額の決定、その他とるべき措置などについても可能で、合意に基づいて申し立てのあった事項について判断する。

法廷の場所は? 特別の合意がなければ、同裁判所内の小法廷を使う。

拘束力は? 判決は、当事者双方を法的に拘束する。仲裁のメリットは? 被害者側ばかりでなく、日本政府にとっても、永年継続する紛争が合理的に早期解決する点が重要。



常設仲裁裁判所があるハーグ平和宮殿

抗議書

さる二月七日、韓国の、元日本軍「慰安婦」被害者の代表六人と韓国挺身隊問題対策協議会の代表四人、および朴元淳弁護士が、この問題の責任者たちを戦争犯罪および人道に対する罪で厳罰に処するよう告訴状および告発状を提出するために東京地方検察庁を訪れました。

ここに至った被害者の方たちの心情を思うとき、私たちは日本政府のこれまでの対応を実に恥ずかしく残念に思わずにはおられません。奪われた人権の尊厳を取り戻すために被害者の方たちが長い沈黙を破って立ち上がり、責任者処罰を訴えて告訴・告発状を出されたことにに対し検察庁は、その内容をろくに読みもせず、不受理という態度で接したことに同じ日本人として大変怒りを覚えます。

まして、高齢で病弱な身をおして遠路はるばる来日した告訴人である元日本軍「慰安婦」被害者である女性たちを始め、韓国挺身隊の代表四人と朴元淳弁護士を待合室の狭い部屋にとおしただけで、高齢の被害者たちを堅い木の椅子にかけさせ、他の代表たちは全員一時間以上も立たされたま

告発状不受理に 私たちは 抗議します

「慰安婦」

ま、告訴内容等お話ししなければなりません。直告係の清藤重信検事はすつと腰掛けていたのにもかかわらずです。なんという恥ずかしい失礼なことかと私たちは他の部屋はないのかとたずねましたが、「ない!」とにべもない返事でした。

今回の検察庁の不誠実で失礼な対応に対して、納税者であり、主権者である私たちの心情的に、

宮沢元首相および現細川首相が韓国を訪問したおり、元日本軍「慰安婦」等に対する強制性の事実を認めて謝罪を口にしております。しかし、謝罪に伴う誠意ある補償はいまもなく、その戦争犯罪者の処罰もなされないままです。

日本人として、世界から浴びる非難の声はあまりにも痛いのがあります。一日も早く、ドイツやオーストラリアなどのように戦争犯罪者を処罰し、罪を償うことで人権後進国の汚名をはらすよう、東京地方検察庁は努力するよう抗議とともに強く要望します。

一九九四年二月九日

石川逸子 柴 洋子
鈴木裕子 高城たか
角田由紀子 山口明子
山崎啓子
東京地方検察庁検事正
北島 敬介 殿

七三一部隊
の人骨問題不当な中間判決を許さず
戦争責任の追及を軍医学校跡地で発見された
人骨問題を究明する会
渡辺 登

出土した多数の人骨

一九八九年七月二日、厚生省管轄の東京、新宿区戸山の旧陸軍軍医学校跡地から頭と脚だけの大量の人骨が発見された。この旧軍医学校跡地は、一九三二年以来、日本軍の細菌戦争センターである防疫研究室のあったところ。

中国大陸に置かれた関東軍防疫部・細菌戦部隊（七三一部隊、部隊長・石井四郎）からは、防疫研究室へおびただしい標本が持ちこまれた。その一部には多数の人間の頭部もあったという証言が幾つもある。石井は軍医学校の二期生三〇〇人を前にして、馬鼻疽実験された首の標本を示しながら講義をしたこともある。軍医学校屋上に壺に入った生首の並んでいるのを見た人もいる。敗戦後これらの標本を穴を掘って埋めた証言が森村誠一『悪魔の飽食』の中にある。

政府・警察の証拠隠滅

戦後、厚生省は、この軍医学校の敷地、業務を引き継ぎ、国立予防衛生研究所の予定地となっている。翌日警視庁は、四体の頭蓋骨を科学捜査研究所に運び、大急ぎで鑑定し、結果を公表。二〇年以上経過し、しかも事件性はないとした。

これをうけて厚生省は、人骨を保管する新宿区に、焼却埋葬せよと勧告した。事件を知った多くの人々は、事件性がないという警察発表を信じなかった。逆に真相解明の要求が拡がっていき、新宿区議会でも追及がはじまった。厚生省と新宿区・区議会とのあいだで三度のやり取りが行われ、政府・厚生省は焼却埋葬を、新宿区・区議会と住民側は調査、鑑定を求め、鋭く対立した。



昨年8月に来日した731部隊の被害者の方々

体といい、鑑定では一〇〇体以上とした。警視庁は事件性はないといったが、鑑定では脳外科手術実験跡、弾痕、刀傷跡など事件性は明白である。人種は日本人以外の可能性が大きいというところである。鑑定者の佐倉朔教授（札幌学院大）は大陸の戦場から持ってきたと考えるのが妥当とした。

日中合同調査はじまる

真相の究明は、国際的な舞台へも拡がっている。七三一部隊に肉親が送られ犠牲となった遺族の人々は昨年来日し、真相を訴えた。

遺族からは、日本政府と諸機関あての人骨の調査と謝罪、補償の申し立ても行われた。日本弁護士連合会の人権擁護委員会は、政府と新宿区に対して人骨の保存と調査の続行、結果によっては被害者の母国への返還を勧告した。

厚生省は鑑定実現後、やっと腰を上げ調査にとりかかった。しかしこれは、誠意をもって事実を追及するのではなく、いかにして焼却埋葬するか、その根拠を見つけようとするものにならず、内外のほとんどの人々は、

この骨が侵略戦争の犠牲者のもの、当然国際法に準じて取り扱うべきと考えている。しかし、かれらは、国際法による対処など全く念頭にないといえる。国内法の墓地埋葬法が国際法、戦争犠牲者を対象としたジュネーブ協定に優先すると主張する。かれらは戦争捕虜、民間人を殺害し標本にしてしまえば、母国に返還する必要はないと主張する。

真相究明さける裁判所

裁判の方も長期戦である。東京地裁・秋山壽延裁判長はわずか四回の公判で棄却判決をだそうとしている。経過はこうである。新宿区は、人骨鑑定を終わったので、これで責任はとった後は政府にまかせ、要求があれば何時でも焼却埋葬すると主張はじめた。そのための予算も計上した。私たちは、地方自治法の住民監査請求権により「不当な公金支出」の差止め請求を行った。新宿区監査委員会

は請求を審理し、「区はすでに十分に調査した、これ以上の調査続行は一地方公共団体としては無理」と請求を棄却した。そこで人骨焼却差止め住民訴訟へ移った。地裁の秋山裁判長は当初から、住民監査請求は「公金支出」が地方自治体にとって回復困難かどうかの財務会計上の問題に限定し、社会的政治的内容に触れるようなことはできないと主張してきた。その結果、内容審理に入らず、弁論打ち切り、請求却下の「中間判決」をきたる四月二五日に強行する態度をとろうとしている。

戦争犯罪時効不適用
条約をかちとろう

私たちは、できることから戦争犯罪、反人道犯罪として単刀直入に裁判で追及したい。だが、残念ながら現在の国内法ではその道は閉ざされている。韓国の「従軍慰安婦」とされた二七名の女性の責任者処罰の告訴状を東京地検は受理せず、その理由に犯罪事実や被告人が特定されていない点とあわせ、戦争犯罪はすでに時効であることをあげた。「人骨問題」も軌を一にしている。侵略戦争下での細菌戦争、生体実験、さ

らに犠牲者を医学標本とする戦時医学犯罪が免罪されてきた。そしてついには事実上時効とされている。このことが人骨の焼却処分を当然のこととする政府の態度に現れているのである。また裁判での追及を阻害しているのである。私たちは厚生省に対し、「最近中国紅十字会はノモンハン事変の戦死者の遺骨を返還した、侵略者の人骨も国際法で処理されているのだ、どうして被害者の遺骨を国際法で処理しないのか」と迫った。かれらにはこの道理が理解できない。一九六八年、国連は「戦争犯罪と反人道犯罪に時効なし」という決議をおこなった。しかし日本は批准を拒否している。世界平和の流れに逆らう反動的な政治を許すのかどうかが問われている。

「人骨問題の究明」は、この根本問題の解決と平行してすすめるところになったのである。七三一部隊の犯罪を知り、人骨問題の究明を要求する人々はこの数年間に増大している。また、「従軍慰安婦」、強制労働、強制連行など日本軍国主義の戦争責任を追及する隊列も増大している。今これらの運動の統一が求められている。

国連報告

「慰安婦」問題 責任者処罰 が焦点に

弁護士 戸塚 悦朗

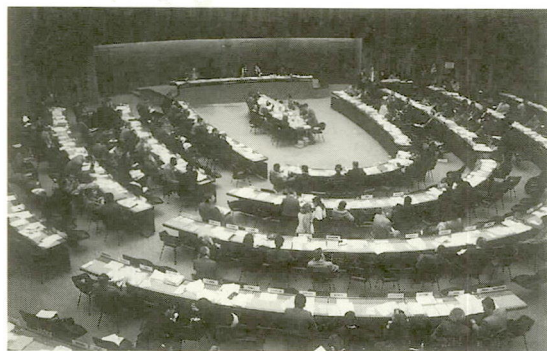
ランクアップし拡大した国連での論議

第五〇会期国連人権委員会が、一九九四年一月三十一日から三月十一日までの間、ジュネーブ国連欧州本部で開催され、「慰安婦」に対する犯罪の処罰などを巡る審議が注目の的となった。今回の発展があった点を中心に報告しよう。

誤解招いた国連報道

今回特筆される事態の第一は、日本軍「慰安婦」に対する犯罪の「責任者処罰」要求が、多くのNGO等によって、国連で初めて真正面から提起されたこと。第二に、この処罰要求に対して、日本政府は、足掛け三年間の国連審議を通じて初めて答弁を差し控えたこと。関係NGOなどは、「日本政府のこれまでの法的反論が破綻したために答弁できなかったのだ」と受け取られた。この重大な事実を日本の大手マスコミは、全くと言ってよいほど、報道しなかった。

第三に、不処罰（Impunity）に関する人権小委員会特別報告者（ルイ・ジョワネ氏等）の研究を評価・継続を承認する決議、ファンボーベン最終報告書を高く評価、出版・国連内討議を人権小委で発展させる決議、人権委員会の下に女性に対する暴力に関する特別報告者を新設する決議など、三件の関連決議がなされた。



れ、ランクアップされた。国連による日本軍「慰安婦」問題解決に向かう複数の道が着実に開けてきた。ところが、他の関連決議の中に、チャベス氏の研究など人権小委員会の五つの新研究の提案について、とりあえず予算を付けることを留保する決議があったところから、「国連の慰安婦問題調査先送り」（読売新聞、三月五日付朝刊）などと、こればかりをマスコミ各紙が報道した。そのため、日本の関係者の間では、国連で

あいつぐ処罰要求

「責任者処罰問題」などの提起は、五NGOによってなされた。発言の順に列挙すると以下の通りである。国際民主法律家協会（IADL）、発言はレネ・ブリリデル氏とジュ・ヒョンスン氏、反女性搾取第三世界運動（TWMW）、発言はインダイ・サホル氏、世界教会協議会（WCC）、

発言は、シン・ヘイスー氏、国際友和会（IFOR）、発言は筆者。リベレーション（LIBERATION）、ホン・サンジン氏。その外に、関係政府からの発言もあった。韓国政府代表が二月十五日、朝鮮民主主義人民共和国政府代表が二月十六日に関連発言をした。

国際民主法律家協会（IADL）は、日本政府が日本軍「慰安婦」問題の解決に誠意を見せていないことを指摘、「問題を直視せず、解決を遅延させている。すべての生存被害者が死亡するのを待っているかのようだ」と批判した。日本帝国軍の行為は、人道に対する罪に当たり、このような「残虐な犯罪には時効を適用することはできない」とことを強調した。

反女性搾取第三世界運動（TWMW）は、ファンボーベン最終報告書を高く評価し、これに照らせば、日本軍「慰安婦」の生存被害者が、個人として日本政府に対して損害賠償を求める権利があることは明らかであるとした。自民党長老議員が「一四二、〇〇〇人の慰安婦が戦時中に死亡した」と述べた事実をあげ、二〇万名と推定される日本軍「慰安婦」被害者の大部分がすでに死亡し、特定できないと述べたほか、次のように指摘した。日本政府の昨年八月の発言は、NG

〇にとっては受け入れがたい。日本での訴訟も長年かかり、早期解決が期待できない。日本の国会における特別委員会設置の見通しもない。それ故、国連がこの問題の解決機構を創り、解決をはかるべきだと提案した。

提案の内容は、以下の三点だ。第一に、日本軍「慰安婦」制度は、「戦争犯罪及び人道に対する罪を構成する」から、国連はこのような犯罪を処罰などができる「国際法廷」を創設すべきである。第二に、生存被害者への賠償問題を早期に解決するため、日本政府は国連事務総長に対して、「日本と被害者との間の仲裁機関の設置を求める」意思表示をすべきである。第三に、死亡して特定できない被害者に対する集団的償い（ファンボーベン最終報告書提案）として、「一四兆円（被害者数を二〇万名、一人当たり二千万円として計算）を国連に寄付」し、被害国の「女兒・女性の福祉」のために貢献すべきである。

東京地検を非難

世界教会協議会（WCC）は、細川新政権が、当初の方針から後退し、日本軍

「慰安婦」問題解決のために従来の日本政府同様「補償に代わる措置に固執して、責任者処罰及び被害者への損害賠償を拒絶していることを厳しく批判。生存被害者が老齢であって、昨年だけでも三名が死亡した事実、被害者の要求は「名誉回復」であって、「責任者の処罰と損害回復」が必要であることをあげた。さらに、挺対協と韓国の二七名の被害者が、二月七日、日本軍性奴隷犯罪を犯した責任者の処罰を東京地検に対して求めたにもかかわらず、告訴・告発状の受取りさえ拒絶された事実を報告した。

IFORは、先に細川首相に提出した勧告（本「ニュース」第十一号掲載）の要旨を、文書提出の形で人権委員会宛提出した。これが国連事務局によって受理され、二月十七日の発言までには印刷されて、人権委員会出席者全員に配布された（UN Doc/E/CN.4/Doc/NGO/19）。この文書提出が、マスコミによって「従軍慰安婦問題・責任者処罰」急浮上・国連人権委（毎日新聞二月十七日付朝刊）、「従軍慰安婦を巡る「処罰問題」討議へ」（朝日新聞二月十八日付朝

刊)などと報道された。

IFORも、東京地検が日本軍「慰安婦」・挺身隊の告訴・告発を受理しなかった措置を、日本政府の事実承認や謝罪と矛盾すると批判し、もし日本国内法上の処罰ができないのなら、立法によって処罰義務を果たすべきだと主張した。二〇万名にも上る日本軍「慰安婦」被害者について、日本がこれまで唯一人の責任者処罰も行っていないことが、処罰の努力まで拒否したことについて、「世界の歴史上最悪の事実上の不処罰 (de facto impunity) の実例のひとつである」と述べた。

処罰問題は日韓協定外

さらに日本政府は、これまで韓国元「慰安婦」に關して「請求権問題は、一九六五年六月二七日締結の日韓協定によって解決済みである」とくり返してきたが、同協定第二条は「財産、権利および利益」に關する事項しか処理していないのであって、解決した事項の範囲に「処罰は含まれていない」と指摘した。

リベレーションは、「全ての人権の促進と保護のための高等弁務官制度」(一九九三年二月一〇日付国

連総会四八/二七決議により創設された)、「女性の暴力に対する人権委員会・特別報告者」制度創設への努力、「人権委員会・現代奴隷制部会」制度創設への努力、国際刑事裁判所制度創設への努力など、これらのいづれをもきわめて重要と評価しつつ、これらの創設のみでは、人権擁護がなされるには限らないことを指摘した。「国際社会における力による政治の現実があるからだ。人権侵害が富強な国家によって犯されたときは、これらの機関も無力である」と指摘し、日本を事例として論じた。

朝鮮人・韓国人の「慰安婦」また多くの強制連行被害者を具体例としてあげ、多くのNGOや政府によって、これらに対する加害行為が「戦争犯罪、人道に対する罪に当たる重大人権侵害である」と批判されたにもかかわらず、「唯一人の犯罪実行者も日本の司法当局によって処罰されていない」と批判した。

このように、今年の国連人権委員会では、五つのNGOがそろって日本政府が処罰義務を負う犯罪の処罰問題に集中して、日本政府批判を厳しく展開したことが特筆されよう。日本関係

の人権問題について、ここまで厳しい批判がなされた前例はない。

返答に窮する日本政府

一九九二年二月国連人権委員会以降、国連審議において、NGOからの度重なる批判に対して、一回も欠かさず、必ず答弁権を行使して丁寧に反論してきた。「必ず反論する」というのが日本政府の方針だった。自民政権から細川連立政権に政権が交代してからも、日本政府の姿勢には基本的な変化がなかった。

ところが、責任者処罰問題が初めて焦点となった今年の国連人権委員会では、日本政府代表は、一転して沈黙を守った。人権委員会では、反論のために特別の発言時間を与えられる慣例があるにもかかわらず、東京からの指示があつて答弁しないことになった。「処罰問題については、十分な検討なしには答弁ができない」ということだった。

これは、NGO側から見ると、大きな事件だ。第一に、「答弁をやめる」という日本政府代表の対応の転換は、外務省からの指示に

よること。第二に、処罰問題の答弁が極めて困難であること。これらは、いづれもこれまでにないことであり、

日本政府は、新たな主張を「突然」に受けて、対応のための検討時間がなかったのだろうか。IFORは不意打ちをしてはいない。国連でIFORの見解が明らかにされるより三週間前に日本政府に勧告書を送付している。これまで、筆者は、一〇年以上も国連人権会議に出席し続け、様々な日本の人権問題に取組んできた。NGOからどのような主張があろうとも、日本政府は答弁までの時間が通

常短い。数時間から一晩もあれば、必ず政府側答弁の準備ができていた。それらと比較すると三週間は決して短い時間ではない。

チャベス研究は継続

三月四日午前中、採択された「人権小委員会の活動を強化する」決議案では、人権小委員会の新しい五研究の提案(チャベス氏の研究を含む)について、決定が「不必要か、時期尚早である」ので、とりあえず「予算を付けず」「人権小委員会が自ら制定した指針の範囲で研究を再提案すべきだ」とされた。「研究の重要性を認めるべきだ」など多くの異議(キューバ、メキシコ、インド、韓国、シリアなどが発言)が唱えられた。しかし、この決議案の推進者である米政府は「人権小委員会が自ら作った規則による」と、研究数の最大限は「三」である。しか



し、現在その数は一九に達している」と主張した。特にとどの研究をやめるべきかというのではなく、「指針に従って、限られた予算・審議時間を有効に使うべきだ」という主張にはそれなりの説得力があり、結局無投票で採択された。

しかし、この決議をよく読むと、当面国連予算がつかないという制約はあっても、作業文書の提出は認められている。次期人権小委員会にこれが実行される可能性もある。NGOは、その実現に努力すべきだろう。ただ、筆者も含めて、NGOも日本の関係者も、チャベス氏の研究が急速に進んで、この問題の早期解決につながることを期待していた。だから、この決議のみに注目すると、前記報道のように失望感が生まれるのは無理のないところだ。

各分野へ拡大

しかし、今年の国連人権委員会では、「責任者処罰」問題が急浮上したことから、新しい事態がいくつも発生した。

人権委員会は、人権小委特別報告者ジョワネ委員等による中間報告書(国/〇N/4/Sub.2/1993/6)を歓迎、高く評価し、研究の

継続を承認する決議を無投票で採択した。同中間報告書は、重大人権侵害を犯した者の不処罰は国際法上許されないとしている。今後、関係NGOはこの研究に關連して情報提供開始のきっかけをつかんだといつてよい。

さらに、人権委員会は、ファンボーン最終報告書を歓迎し、国連が出版のうえ、国連内討議を人権小委でさらに発展させる決議を行った。

世界の女性団体が強力に推進した「国連人権機構下の女性の権利の統合及び女性差別撤廃」決議案が大きな注目を集め、採択されたときには拍手で議場がわいた。

この決議によって、国連人権委員会の下に「女性の暴力に関する特別報告者」が新設された。

関係NGOは、日本軍「慰安婦」に関する情報を早速この特別報告者に送付して、早期解決を要請することができるようになった。この外、最近任命された「国連人権高等弁務官」制度も重要だ。人権小委員会が提案した人権委員会に「現代奴隷制部会」を新設する動きにも今後注目すべきだろう。

祈念館着工に抗議集会

西川重則

「異議あり!」「戦没者追悼平和祈念館」建設構想『戦没者追悼平和祈念館』着工(鉄入れ)に抗議する三・二九市民集会。こんな長たらしいチラシの標題を必要としたのも、考えてみれば止むを得ないことだった。

「戦没者追悼平和祈念館」とは、そもそも何なのか。なぜ、戦没者を追悼し平和を祈念する国立博物館に、異議申し立てをするのか。なぜ、着工(鉄入れ)の運びになった段階で、抗議集会を開くのか。……そもそも、「戦没者追悼平和祈念館」建設構想とは何なのか。

そんな疑問にも答えつつ、今後の課題を共に考え、行動しようという趣旨で、三・二九市民集会は開かれた。主催は、「戦没者追悼平和祈念館」問題連絡協議会(仮称)準備会。昨年一月三日、今年二月一日、そして今回第三回目の緊急集会である。第二回までは、市民団体・個人による「祈念館」問題に対する狭い対策協議会的な性格が強かったが、今回から、幅広く長

期の課題である「祈念館」の本質を見据えつつ、二つの緊急課題(①厚生省に対する種々の対応、②ネット・ワークの拡大強化)を軸に、相互の協力関係を深め、共に、アジアの視点に立って、「祈念館」問題に取り組もうというわけである。

集会は、「祈念館問題」を考える会、中国帰還者連絡会、埼玉考える会、平和遺族会全国連絡会、その他からなる共催団体が準備を進め開かれた。当日の司会は、波田永実氏(「祈念館問題」を考える会)により、基調報告は西川重則(平和遺族会全国連絡会事務局)によってなされた。



その後、多くの発言、栗原君子社会党・参議院議員による国会報告、そして、「祈念館」建設予定地の千代田区議会議員の現状報告などがなされた。

『平和祈念館』構想／地元千代田区議会／建設反対の意見書(朝日新聞、三・三一)といった報道がなされているように、自民党から靖国神社までの地元

共通の建設反対意見が存在する状況ひとつ考えても、政府(厚生省、建設省)のアジアの視点の欠落にとどまらず、地元は一切連絡することなく、一方的に事柄を進めている驚くべき無責任な政治姿勢が、改めて浮き彫りにされた。

建設省の一般入札の結果、竹中工務店が落札という報道がなされた(朝日新聞、三・二〇)が、「後日、談合の事実が判明すれば、法令に基づき適正な処置をしたい」という関東地建の丸山久栄契約課長の発言も同時に報道されており、ゼネコン汚職疑いの昨今、「事前情報通り落札」という見出しの背景に何があるのか、疑問は消えない。

ともあれ、そうした業界の現状をはじめ、地元の反対意見、そして私たちの全国的視野の下、論理の構築と実践による粘り強い反対、批判の運動が強く望まれる。

集会には、延べ一〇〇人前後の参加者があり、次々と活発な発言がなされた。事柄の重要性にもかかわらず、多くの市民にほとんど知られていないことの反省と、今後の緊急の取組みが要望された。

一方、厚生省、建設省としては、九五年(戦争終結五〇年)の竣工をめざし、内容、外形を一日も早く整えたい意向のようである。展示テーマの概要のすべてが歴史的・学問的検証にたえない現状であり、学者・市民の共同作業による政府に対する警告・対応は、まさに緊急と言えよう。

各県の資料館問題が国立「祈念館」の基本構想、内容に少なからず影響を及ぼしていることも無視できない。ネット・ワークの拡大強化が強く望まれているゆえである。最後に、西川が、同連絡協議会の代表に選ばれたことを報告し、皆さまのご協力を切望してペンをおきたい。

こんごのよてい

- 新宿戸山「人骨焼却差止訴訟」第五回公判
四月五日(月) PM1時
15分、東京地裁五一号法廷、丸ノ内線霞ヶ関駅下車、軍医学校跡地で発見された人骨問題を究明する会 〇三(三三五)五九三七
日本鋼管訴訟第九回公判
四月五日(月) PM1時
、東京地裁七一三号法廷、丸ノ内線霞ヶ関駅下車、金景錫さんの日本鋼管訴訟を支える会 〇三(三七二)五二〇二
富山不二越訴訟第六回公判
五月一日(水) PM1時
20分、富山地裁、JR富山駅下車、富山・強制連行訴訟を支援する会 〇七六四(四一)七八四三
関釜裁判第四回頭弁論
五月二六日(月) PM3時
30分、山口地裁下関支部、JR下関駅下車、関釜裁判を支援する会 〇九二(七二一)一八七九
鄭商根さんの戦後補償訴訟第一五回公判
五月二五日(水) PM3時
50分人口集合、大阪地裁八〇八号法廷、地下鉄淀屋橋駅下車、鄭商根さんの戦後補償訴訟を支える会 〇六(七七五)二二八五
香港軍票補償訴訟第三回公判
五月三〇日(月) AM10時
、東京地裁、丸ノ内線霞ヶ関駅下車、香港軍票補償をすすめる会 〇三(五七〇四)六四三八
アジア太平洋戦争韓国入犠牲者補償請求事件第九回公判
六月六日(月) PM1時30分、東京地裁、丸ノ内線霞ヶ関駅下車、日本の戦後責任をハッキリさせる会 〇三(五四六六)〇六九二
在日元「従軍慰安婦」謝罪・補償請求裁判第四回公判
六月一七日(金) AM9時
15分集合、東京地裁、丸ノ内線霞ヶ関駅下車、16時30分から全水道会館にて報告集会、在日の慰安婦裁判を支える会 〇三(三七八五)一一八一
韓国・朝鮮人BC級戦犯国家補償請求訴訟第十二回公判
七月四日(月) AM12時30分東京地裁東口集合、丸ノ内線霞ヶ関駅下車、韓国・朝鮮人BC級戦犯を支える会 〇三(三三九一)八二二九
韓国植民地を問う民族訴訟第五回公判
七月四日(月) AM11時、東京地裁七〇九号法廷、丸ノ内線霞ヶ関駅下車、谷川透 〇三(三七二)五二〇二
韓国・江原道(カンウォンド)の遺族訴訟第六回公判
七月一三日(水) AM11時、東京地裁五一号法廷、丸ノ内線霞ヶ関駅下車、韓国・江原道の遺族訴訟を支える会(仮称) 〇三(三七二)五二〇二
- 編集こうき
- *私事ながら編集子、毎年二月は体の冬眠期で、米の汁と魚(肴)を口にするだけで何もしないのが恒例でした。ところが今年は出歩くことが多く、慣れない生活でついにダウン。もっと早く発行之予定が大幅に遅れ御迷惑を。……またまた良心が痛みます。(う)